

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十八条第一項の規定に基づきトリブチルスズⅡメタクリレート、ビス(トリブチルスズ)Ⅱフマレート、トリブチルスズⅡフルオリド、ビス(トリブチルスズ)Ⅱ二・三・ジブロモスクシナート、トリブチルスズⅡアセタート、トリブチルスズⅡラウレート、ビス(トリブチルスズ)Ⅱフタレート、アルキルⅡアクリレート・メチルⅡメタクリレート・トリブチルスズⅡメタクリレート共重合物(アルキルⅡアクリレートのアルキル基の炭素数が八のものに限る。)、トリブチルスズⅡスルファミート、ビス(トリブチルスズ)Ⅱマレアート、トリブチルスズⅡクロリド、トリブチルスズⅡシクロペンタンカルボキシレート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズⅡナフテナート)若しくはトリブチルスズⅡ一・二・三・四・四a・四b・五・六・十・十a・デカヒドロ・七・イソピロピル―一・四a―ジメチル―一・フェナントレンカルボキシレート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズⅡナフテナート)若しくはトリブチルスズⅡクロリド、トリブチルスズⅡシクロペンタンカルボキシルスズロジン塩)又は同法施行令第四条の三に定める製品で当該第二種特定化学物質が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項 新旧対照条文

(新旧対象条文一覧)

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十八条第一項の規定に基づきトリブチルスズⅡメタクリレート、ビス(トリブチルスズ)Ⅱフマレート、トリブチルスズⅡフルオリド、ビス(トリブチルスズ)Ⅱ二・三・ジブロモスクシナート、トリブチルスズⅡアセタート、トリブチルスズⅡラウレート、ビス(トリブチルスズ)Ⅱフタレート、アルキルⅡアクリレート・メチルⅡメタクリレート・トリブチルスズⅡメタクリレート共重合物(アルキルⅡアクリレートのアルキル基の炭素数が八のものに限る。)、トリブチルスズⅡスルファミート、ビス(トリブチルスズ)Ⅱマレアート、トリブチルスズⅡクロリド、トリブチルスズⅡシクロペンタンカルボキシレート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズⅡナフテナート)若しくはトリブチルスズⅡ一・二・三・四・四a・四b・五・六・十・十a・デカヒドロ・七・イソピロピル―一・四a―ジメチル―一・フェナントレンカルボキシレート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズⅡナフテナート)若しくはトリブチルスズⅡクロリド、トリブチルスズⅡシクロペンタンカルボキシルスズロジン塩)又は同法施行令第四条の三に定める製品で当該第二種特定化学物質が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項(平成二年十二月十九日付厚生省・通商産業省・告示第十三号)(第一条関係)・・・1

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十八条第一項の規定に基づきトリブチルスズⅡメタクリレート、ビス(トリブチルスズ)Ⅱフマレート、トリブチルスズⅡフルオリド、ビス(トリブチルスズ)Ⅱ二・三・ジブロモスクシナート、トリブチルスズⅡアセタート、トリブチルスズⅡラウレート、ビス(トリブチルスズ)Ⅱフタレート、アルキルⅡアクリレート・メチルⅡメタクリレート・トリブチルスズⅡメタクリレート共重合物(アルキルⅡアクリレートのアルキル基の炭素数が八のものに限る。)、トリブチルスズⅡスルファミート、ビス(トリブチルスズ)Ⅱマレアート、トリブチルスズⅡクロリド、トリブチルスズⅡシクロペンタンカルボキシ

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十八条第一項の規定に基づきトリブチルスズメタクリレート、ビス(トリブチルスズ)ニフマレート、トリブチルスズフルオリド、ビス(トリブチルスズ)ニ・三・ジブプロモスクシナート、トリブチルスズニアセタート、トリブチルスズニラウレート、ビス(トリブチルスズ)ニフタレート、アルキルニアクリレート・メチルニメタクリレート・トリブチルスズニメタクリレート共重合物(アルキルニアクリレートのアクリル基の炭素数が八のものに限る。)、トリブチルスズニスルファマート、ビス(トリブチルスズ)ニマレアート、トリブチルスズニクロロド、トリブチルスズニシクロペンタンカルボキシレート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズニナフテナート)若しくはトリブチルスズニ一・二・三・四・四a・四b・五・六・十・十一・デカヒドロ・七・イソプロピル・一・四a・ジメチル・一・フェナントレンカルボキシレート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズロジン塩)又は同法施行令第四条の三に定める製品で当該第二種特定化学物質が使用されているもの、容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関する表示(平成二年十二月十九日付厚生省・通商産業省・告示第十三号)(第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十八条第一項の規定に基づきトリブチルスズ化合物又は同法施行令第五条に定める製品でトリブチルスズ化合物が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関する表示すべき事項</p>	<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十八条第一項の規定に基づきトリブチルスズニメタクリレート、ビス(トリブチルスズ)ニフマレート、トリブチルスズニフルオリド、ビス(トリブチルスズ)ニ・三・ジブプロモスクシナート、トリブチルスズニアセタート、トリブチルスズニラウレート、ビス(トリブチルスズ)ニフタレート、アルキルニアクリレート・メチルニメタクリレート・トリブチルスズニメタクリレート共重合物(アルキルニアクリレートのアクリル基の炭素数が八のものに限る。)、トリブチルスズニスルファマート、ビス(トリブチルスズ)ニマレアート、トリブチルスズニクロロド、トリブチルスズニシクロペンタンカルボキシレート及びこの類縁化合物の混合物</p>

(別名トリブチルスズナフテナート)若しくはトリブチルスズ一・二・三・四・四a・四b・五・六・十・十a―デカヒドロ―七―イソプロピル―一・四a―ジメチル―一―フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズロジン塩)又は同法施行令第四条の三に定める製品で当該第二種特定化学物質が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第十七号)第二十八条第一項の規定に基づき、トリブチルスズメタクリラート、ビス(トリブチルスズ)フマラート、トリブチルスズフルオリド、ビス(トリブチルスズ)ジブロモスクシナート、トリブチルスズアセタート、トリブチルスズラウラート、ビス(トリブチルスズ)フタラート、アルキルアクリラート・メチルメタクリラート・トリブチルスズメタクリラート共重合物(アルキルアクリラートのアルキル基の炭素数が八のものに限る。)、トリブチルスズスルファマート、ビス(トリブチルスズ)マレアート、トリブチルスズクロリド、トリブチルスズシクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズナフテナート)若しくはトリブチルスズ一・二・三・四・四a・四b・五・六・十・十a―デカヒドロ―七―イソプロピル―一・四a―ジメチル―一―フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズロジン塩)又は同法施行令(

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第十七号)第二十八条第一項の規定に基づき、トリブチルスズメタクリラート、ビス(トリブチルスズ)フマラート、トリブチルスズフルオリド、ビス(トリブチルスズ)ジブロモスクシナート、トリブチルスズアセタート、トリブチルスズラウラート、ビス(トリブチルスズ)フタラート、アルキルアクリラート・メチルメタクリラート・トリブチルスズメタクリラート共重合物(アルキルアクリラートのアルキル基の炭素数が八のものに限る。)、トリブチルスズスルファマート、ビス(トリブチルスズ)マレアート、トリブチルスズクロリド、トリブチルスズシクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズナフテナート)若しくはトリブチルスズ一・二・三・四・四a・四b・五・六・十・十a―デカヒドロ―七―イソプロピル―一・四a―ジメチル―一―フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズロジン塩)又は同法施行令(

昭和四十九年政令第二百二号)第五条に定める製品で当該第二種特定化学物質が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を次のように定めたので、告示する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十八条第一項の規定に基づきトリブチルスズメタクリレート、ビス(トリブチルスズ)フマレート、トリブチルスズフルオリド、ビス(トリブチルスズ)2、3-ジブロモスクシナート、トリブチルスズアセタート、トリブチルスズラウレート、ビス(トリブチルスズ)フタレート、アルキルアクリレート・メチルメタクリレート・トリブチルスズメタクリレート共重合物(アルキルアクリレートのアルキル基の炭素数が8のものに限る)、トリブチルスズスルファミート、ビス(トリブチルスズ)マレアート、トリブチルスズクロリド、トリブチルスズシクロペンタンカルボキシレート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズナフテナート)若しくはトリブチルスズ1、2、3、4、4a、4b、5、6、10、10a-デカヒドロ7-イソプロピル1、4a-ジメチル1-フェナントレンカルボキシレート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズロジン塩)又は同法施行令第五条に定める製品で当該第二種特定化学物質が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項

1・2 (略)

3 注意事項

昭和四十九年政令第二百二号)第四条の三に定める製品で当該第二種特定化学物質が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を次のように定めたので、告示する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十八条第一項の規定に基づきトリブチルスズメタクリレート、ビス(トリブチルスズ)フマレート、トリブチルスズフルオリド、ビス(トリブチルスズ)2、3-ジブロモスクシナート、トリブチルスズアセタート、トリブチルスズラウレート、ビス(トリブチルスズ)フタレート、アルキルアクリレート・メチルメタクリレート・トリブチルスズメタクリレート共重合物(アルキルアクリレートのアルキル基の炭素数が8のものに限る)、トリブチルスズスルファミート、ビス(トリブチルスズ)マレアート、トリブチルスズクロリド、トリブチルスズシクロペンタンカルボキシレート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズナフテナート)若しくはトリブチルスズ1、2、3、4、4a、4b、5、6、10、10a-デカヒドロ7-イソプロピル1、4a-ジメチル1-フェナントレンカルボキシレート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズロジン塩)又は同法施行令第四条の三に定める製品で当該第二種特定化学物質が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項

1・2 (略)

3 注意事項

(ニ) トリブチルスズ化合物が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあること(トリブチルスズ化合物が使用されている製品にあつては、含有されている当該トリブチルスズ化合物が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあること)に留意し、使用量とその効果を考慮して使用の合理化に努めること。

4
(2)～(4) (略)

(ニ) 第二種特定化学物質が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあること(第二種特定化学物質が使用されている製品にあつては、含有されている当該第二種特定化学物質が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあること)に留意し、使用量とその効果を考慮して使用の合理化に努めること。

4
(2)～(4) (略)

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十八条第一項の規定に基づきトリブチルスズメタクリレート、ビス（トリブチルスズ）ニフマレート、トリブチルスズフルオリド、ビス（トリブチルスズ）ニ・三ジブROMOSクシナート、トリブチルスズニアセリブチルスズメタクリレート共重合物（アルキルニアクリレートのアルキル基の炭素数が八のものに限る。）、トリブチルスズニスルファマート、ビス（トリブチルスズ）ニマレアート、トリブチルスズニクロロド、トリブチルスズニシクロペンタンカルボキシレート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズニナフテナート）若しくはトリブチルスズニ・二・三・四・四a・四b・五・六・十・十aーデカヒドロセーイソプロピルー一・四aージメチルー一フェナントレンカルボキシレート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズロジン塩）又は同法施行令第四条の三に定める製品で当該第二種特定化学物質が使用されているもの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関する表示すべき事項（平成二年十二月十九日付厚生省・通商産業省・告示第十三号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律<u>第三十七条</u> <u>第一項</u>の規定に基づきトリブチルスズ化合物又は同法施行令<u>第十一条</u>に定める製品でトリブチルスズ化合物が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関する表示すべき事項</p> <p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律<u>第一百七号</u>）<u>第三十七条</u> <u>第一項</u>の規定に基づき、トリブチルスズ<u>ニ</u>メタクリレート、ビス（トリブチルスズ）<u>ニ</u>フマレート、トリブチルスズ<u>ニ</u>フルオリド、ビス（トリブチルスズ）<u>ニ</u>・三ジブROMOSクシナート、トリブチルスズ<u>ニ</u>アセタート、トリブ</p>	<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律<u>第二十八条</u> <u>第一項</u>の規定に基づきトリブチルスズ化合物又は同法施行令<u>第五条</u>に定める製品でトリブチルスズ化合物が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関する表示すべき事項</p> <p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律<u>第一百七号</u>）<u>第二十八条</u> <u>第一項</u>の規定に基づき、トリブチルスズ<u>ニ</u>メタクリレート、ビス（トリブチルスズ）<u>ニ</u>フマレート、トリブチルスズ<u>ニ</u>フルオリド、ビス（トリブチルスズ）<u>ニ</u>・三ジブROMOSクシナート、トリブチルスズ<u>ニ</u>アセタート、トリブ</p>

チルスズ \parallel ラウラート、ビス（トリブチルスズ） \parallel フタラート、アルキル \parallel アクリラート・メチル \parallel メタクリラート・トリブチルスズ \parallel メタクリラート共重合物（アルキル \parallel アクリラートのアルキル基の炭素数が八のものに限る。）、トリブチルスズ \parallel スルファマート、ビス（トリブチルスズ） \parallel マレアート、トリブチルスズ \parallel クロロド、トリブチルスズ \parallel シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズ \parallel ナフテナート）若しくはトリブチルスズ \parallel 一・二・三・四・四a・四b・五・六・十・十a \parallel デカヒドロ \parallel 七 \parallel イソプロピル \parallel 一・四a \parallel ジメチル \parallel 一 \parallel フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズロジン塩）又は同法施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第十一条に定める製品で当該第二種特定化学物質が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を次のように定めたので、告示する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三十七条第一項の規定に基づきトリブチルスズ \parallel メタクリラート、ビス（トリブチルスズ） \parallel フマラート、トリブチルスズ \parallel フルオリド、ビス（トリブチルスズ） \parallel 2、3 \parallel ジブロモスクシナート、トリブチルスズ \parallel アセタート、トリブチルスズ \parallel ラウラート、ビス（トリブチルスズ） \parallel フタラート、アルキル \parallel アクリラート・メチル \parallel メタクリラート・トリブチルスズ \parallel メタクリラート共重合物（アルキル \parallel アクリラートのアルキル基の炭素数が8のものに限る。）、トリブチルスズ \parallel スルファマート、ビス（トリブチルスズ） \parallel マレアート、トリブチルスズ \parallel クロロド、トリブチルスズ \parallel シ

チルスズ \parallel ラウラート、ビス（トリブチルスズ） \parallel フタラート、アルキル \parallel アクリラート・メチル \parallel メタクリラート・トリブチルスズ \parallel メタクリラート共重合物（アルキル \parallel アクリラートのアルキル基の炭素数が八のものに限る。）、トリブチルスズ \parallel スルファマート、ビス（トリブチルスズ） \parallel マレアート、トリブチルスズ \parallel クロロド、トリブチルスズ \parallel シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズ \parallel ナフテナート）若しくはトリブチルスズ \parallel 一・二・三・四・四a・四b・五・六・十・十a \parallel デカヒドロ \parallel 七 \parallel イソプロピル \parallel 一・四a \parallel ジメチル \parallel 一 \parallel フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズロジン塩）又は同法施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第五条に定める製品で当該第二種特定化学物質が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を次のように定めたので、告示する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十八条第一項の規定に基づきトリブチルスズ \parallel メタクリラート、ビス（トリブチルスズ） \parallel フマラート、トリブチルスズ \parallel フルオリド、ビス（トリブチルスズ） \parallel 2、3 \parallel ジブロモスクシナート、トリブチルスズ \parallel アセタート、トリブチルスズ \parallel ラウラート、ビス（トリブチルスズ） \parallel フタラート、アルキル \parallel アクリラート・メチル \parallel メタクリラート・トリブチルスズ \parallel メタクリラート共重合物（アルキル \parallel アクリラートのアルキル基の炭素数が8のものに限る。）、トリブチルスズ \parallel スルファマート、ビス（トリブチルスズ） \parallel マレアート、トリブチルスズ \parallel クロロド、トリブチルスズ \parallel シ

クロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別
名トリブチルスズⅡナフテナート）若しくはトリブチルスズⅡ1
、2、3、4、4 a、4 b、5、6、10、10 a―デカヒドロ―7
―イソプロピル―1、4 a―ジメチル―1―フェナントレンカル
ボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズ
ロジン塩）又は同法施行令第十一条に定める製品で当該第二種特
定化学物質が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該
第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に
関し表示すべき事項

1 5 4 （略）

クロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別
名トリブチルスズⅡナフテナート）若しくはトリブチルスズⅡ1
、2、3、4、4 a、4 b、5、6、10、10 a―デカヒドロ―7
―イソプロピル―1、4 a―ジメチル―1―フェナントレンカル
ボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズ
ロジン塩）又は同法施行令第五条に定める製品で当該第二種特
定化学物質が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第
二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に
関し表示すべき事項

1 5 4 （略）